

米国短期交換留学渡航費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米国アーリントン訪問団事業に参加する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、国際理解教育の振興に資することを目的として、訪問費用の一部を助成金として交付することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類等)

第2条 助成金の種類及び対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 米国短期交換留学渡航費助成金（全世帯向け）（以下「助成金1」という。） 長岡京市立中学校米国短期交換留学協議会が行う米国アーリントン訪問団事業に参加する生徒の保護者
- (2) 米国短期交換留学渡航費助成金（要保護・準要保護世帯向け）（以下「助成金2」という。） 前号に掲げる生徒であって、かつ長岡京市教育委員会より要保護又は準要保護の認定を渡航日前日時点で受けているものの保護者

2 対象経費及び額については、別表に定める。

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする場合は、米国短期交換留学渡航費助成金申請書（別記様式第1号）を訪米終了後30日以内に教育長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、助成金2の交付を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 訪米に要した対象経費に係る領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の助成金申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、米国短期交換留学渡航費助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知をもって、規則第9条の確定通知とみなす。

(請求及び交付)

第5条 助成金は、前条第1項の規定による交付決定通知を行ったのち、申請者に交付する。この場合において、助成金の交付請求書は、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定により省略するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、助成金2の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の使用目的に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、助成金の支給を受けたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

助成金の種類	助成対象者	助成対象経費	助成額又は助成率
助成金 1	・ 全世帯	○渡航旅費全般	一律 1 0 万円
助成金 2	・ 要保護世帯 ・ 準要保護世帯	○渡航旅費 ・ 航空券代 ・ 空港税 ・ 燃油サーチャージ代 ・ 送迎バス使用料	渡航旅費の 5 0 % ※ただし、上限を 1 0 万円とする。

※助成金 2 について、航空会社が定める、荷物の重量制限を超過したことによる追加料金は、助成の対象外とする。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

保護者名

生徒名

米国短期交換留学渡航費助成金申請書

米国短期交換留学渡航費助成金の交付を受けたいので、米国短期交換留学渡航費助成金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類（助成金2の申請にのみ必要）
 - (1) 訪米に要した対象経費に係る領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

保護者 様

長岡京市長 印

米国短期交換留学渡航費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の助成金について、米国短期交換留学渡航費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円